

四	三	二	一	〇
發行方法	用振替法の適	の法律発行項及び根拠	の法發号名稱及び記	条件二令平成十二年件等を次二年と八月四日
				政府第六号～第五条に於り告示する。

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
 国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
 債め別つ入札に以を機用一平成、及条、第に一金号法
 市る参て札發によ下競闘を振替株び第一九第二關第法一
 場も加、と行「争は受け式第一九十三す九（昭和二
 特の者財同一發価に日付本銀もとのい）
 別にご務時と行格付銀の振替法一
 参よと大にい（以競し行のう）
 加るに臣行（以下入行とと。）
 者発応がわ（以下入行とと。）
 行募各れ及一札わする、の
 第へ限國るび価一れ。そ規
 I以度債入価格とる。そ規
 非下額市札格競い入の定。

国庫短期証券（第一百十八回）
 財務大臣 野田佳彦
 二令平成十二年七月五日
 件等を次二年と八月四日
 政府第六号～第五条に於り告示する。
 財務省告示第二百五十七号
 財務取扱規則（平成十一年大蔵省
 短期証券基づき、の大蔵省
 に於り告示する。）

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募	
振額最 替 単 位 金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 額	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I	
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六三九四 百千十兆 円八五七 十万千 七円九 億百 七三 九六 十億 十七 万七 千九 百	額億額 面二面 金千金 額万額 で円で 三千四 兆七 千八百 十八億 九百五 十一	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい
				価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発							
払 込 期 日	者 所 参 加	入 札 支 払	場 金 金 額	元 還 金 額	償 還 期 限	争 入 札 發	非 債 格 競	者 別 第 I	特 債 參 加	国 債 市 場	入 札 發 競	価 格 値 格	發 行 競 格	行 行 価 日
平 成 二 十 二 年 七 月 五 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 日 百 円	日 本 銀 行 額 を 百 支 金 円 に う 。 そ が の 百 翌 営 業 日 に	額 面 金 額 と 、 し 、 と 、 、 、 、 、 、 、 に	償 還 金 額 償 は 償 年 、 が 月 四 行 休 業 日 に	当 た し 、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 に	平 成 大 臣 行 額 百 支 金 円 に う 。 そ が の 百 翌 営 業 日 に	十 七 錢 二 毛 上 圓 に つ き 九 十 九 円 九	額 面 金 額 額 百 百 圓 そ れ ぞ れ 九 九 九 円 九	額 面 金 額 額 百 百 圓 そ れ ぞ れ 九 九 九 円 九	格 面 金 額 額 百 百 圓 そ れ ぞ れ 九 九 九 円 九	十 七 錢 二 毛 上 圓 に そ れ ぞ れ 九 九 九 円 九	額 格 金 額 額 百 百 圓 そ れ ぞ れ 九 九 九 円 九	す る 。 整 数 は の 記 載 又 は の 記 錄 は 、 に 最 低 も の と	